

輸入食品の安全性確保について

～令和5年度輸入食品監視指導計画（案）～

医薬・生活衛生局 食品監視安全課
輸入食品安全対策室

輸入食品が食卓に届くまで



輸出国対策

輸入時対策

国内対策



輸入食品監視指導計画とは・・・

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

本日お話しすること

1. 輸入届出の現状等
 2. 輸入食品の安全対策
 3. 令和5年度輸入食品監視指導計画（案）について
-
4. 輸入食品監視指導計画に基づく輸入時対応



ひと、暮らし、みらいのために

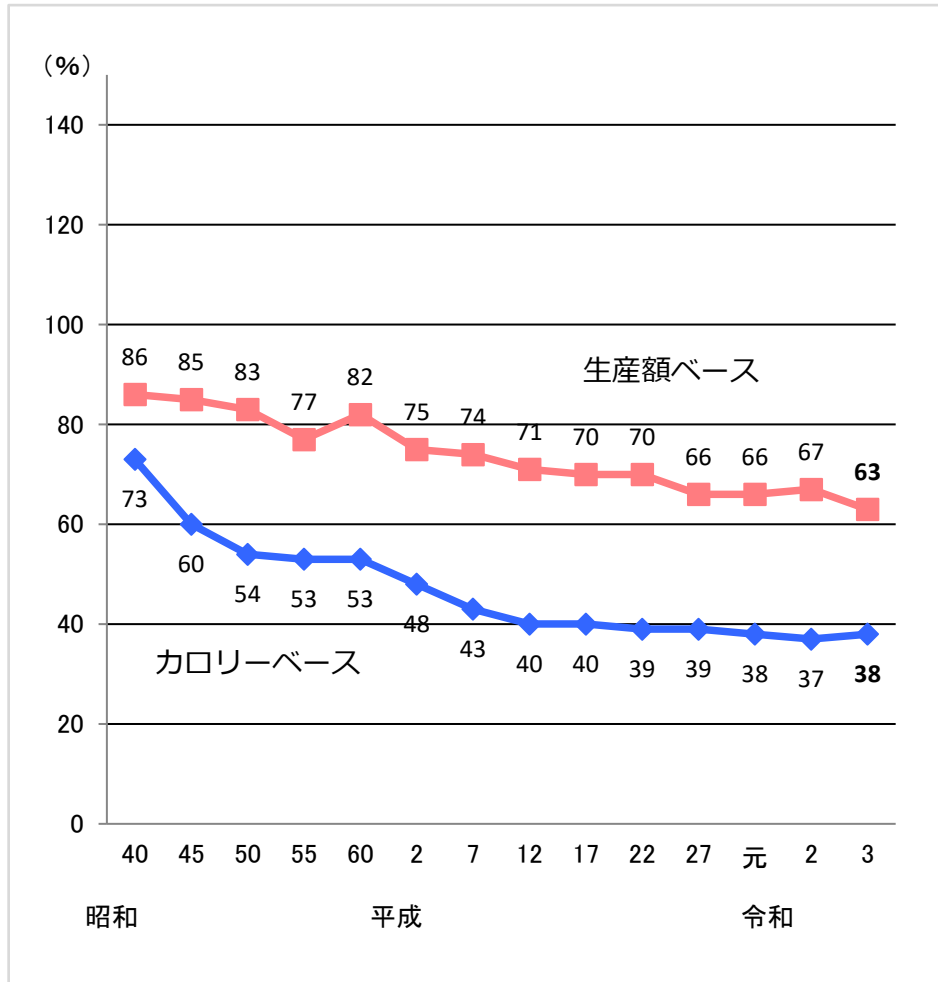
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 輸入届出の現状等

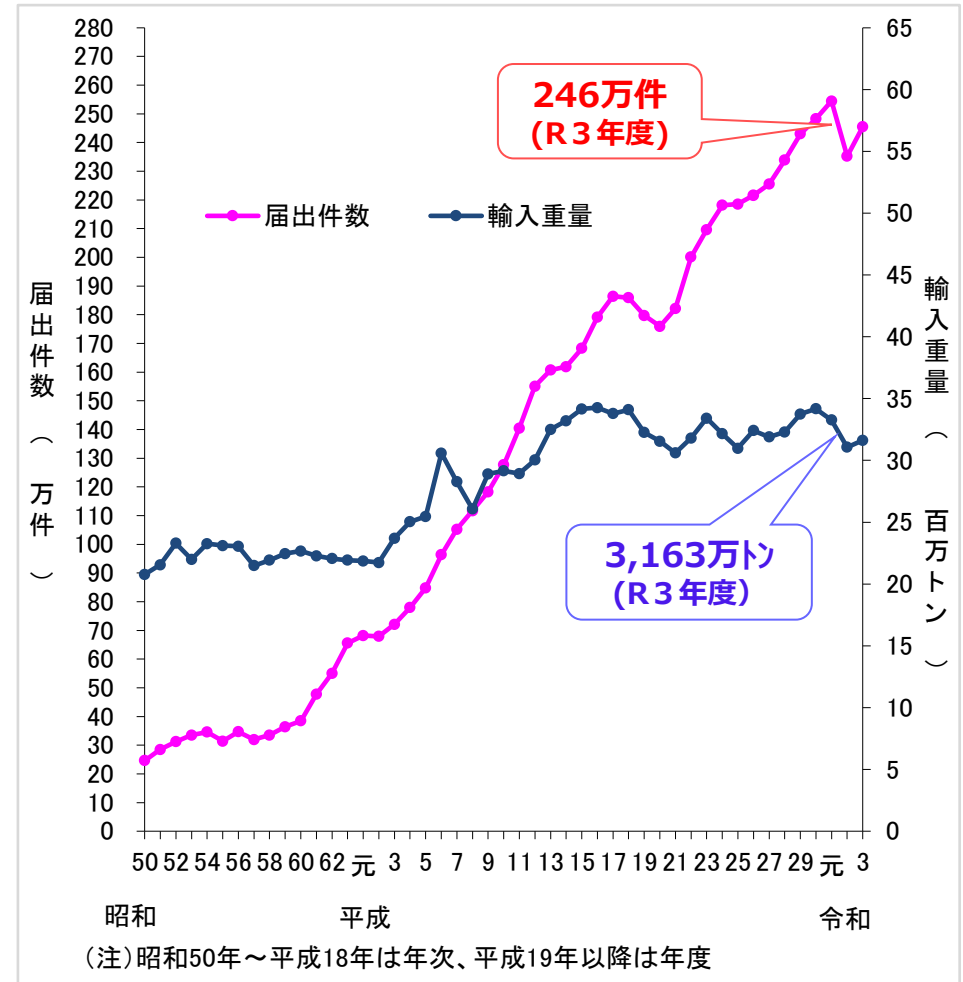
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和3年度)

輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和3年度)

令和3年度 輸入食品監視指導計画 監視指導結果

◆ 届出・検査・違反状況

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 (件)			検査合計件数 (件)	検査割合 (%)	違反件数 (件)	違反割合 (%)
		検査命令	モニタリング 検査	指導検査				
2,455,182	3,163	66,018	49,493	87,764	204,240	8.3	809	0.03

◆ モニタリング検査実施状況

✓ 計画数延べ99,995件に対し101,365件実施（実施率約101%）

◆ モニタリング検査強化移行品目

✓ 35の国・地域の63品目

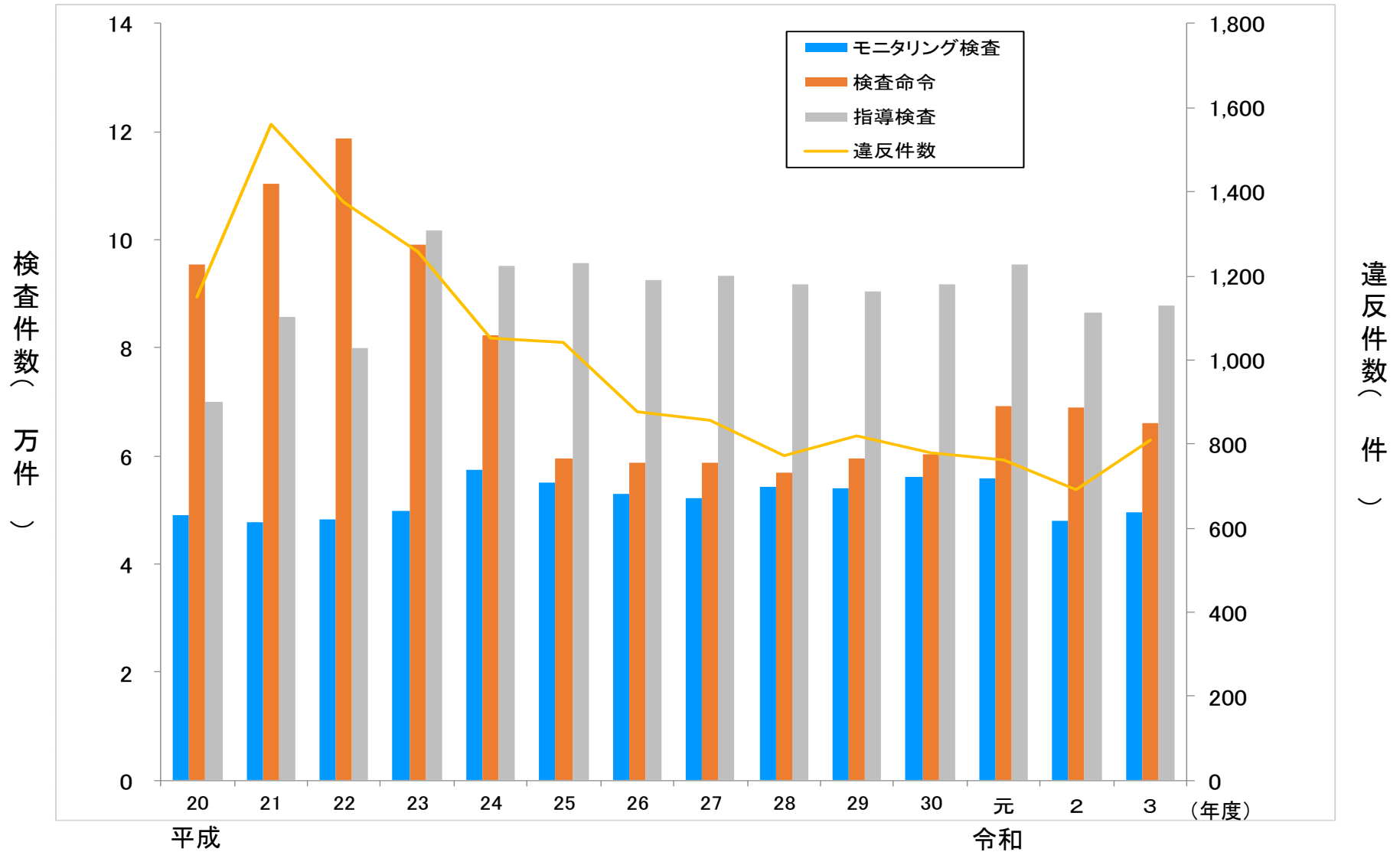
➢ 中国産えだまめのジフェノコナゾール、ベトナム産バナナのシペルメトリン、ジメトモルフ、韓国産まくわうりのプロシミドンなど

◆ 検査命令移行品目

✓ 22の国・地域の28品目

➢ 中国産赤とうがらしのプロピコナゾール、ベトナム産ドリアンのプロシミドン、ミャンマー産緑豆のチアメトキサムなど

輸入時の検査・違反件数の推移



国別検査命令対象品目（令和4年3月31日時点抜粋）

全輸出国15品目及び31の国・地域の84品目

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (18品目)	あさり及びその加工品	プロメトリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	にんじん及びその加工品	ジメトモルフ、トリアジメノール	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
ベトナム (14品目)	えび及びその他加工品	エンロフロキサシン	
	赤とうがらし及びその加工品	プロピコナゾール	
	にんじん	ヘキサコナゾール	
韓国 (13品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンpunkタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	トマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24758.html

主な食品衛生法違反内容（令和3年度）

違反条文		違反件数	構成（％）	主な違反内容	主な違反原因
6	販売等を禁止される食品及び添加物	211（延数） 211（実数）	24.6	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、二枚貝の下痢性貝毒及び麻痺性貝毒の検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造管理不十分 ・ 輸送中の管理不十分など
10	病肉等の販売等の禁止	5（延数） 5（実数）	0.6	衛生証明書の不添付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常と異なる作業員による対応 など
12	添加物等の販売等の制限	55（延数） 48（実数）	6.4	指定外添加物（TBHQ、アゾルビン、塩化メチレン、カルミン酸アルミニウムレーキ、サイクラミン酸、酸化亜鉛、パテントブルーV、メタノール、メチルコバラミン、ヨウ素化塩）の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認識不足 ・ 他国向けの製品の混入 ・ 原料変更時の伝達不足など
13	食品又は添加物の基準及び規格	536（延数） 504（実数）	62.5	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E. coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認識不足 ・ 他国向けの製品の混入 ・ 栽培、製造時の管理不十分 ・ 輸送中の温度管理不十分など
18	器具又は容器包装の基準及び規格	50（延数） 42（実数）	5.8	材質別規格違反	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認識不足 ・ 他国向けの製品の混入など
計		857（延数） 809（実数）※			

※ 1件は第12条違反及び第13条違反



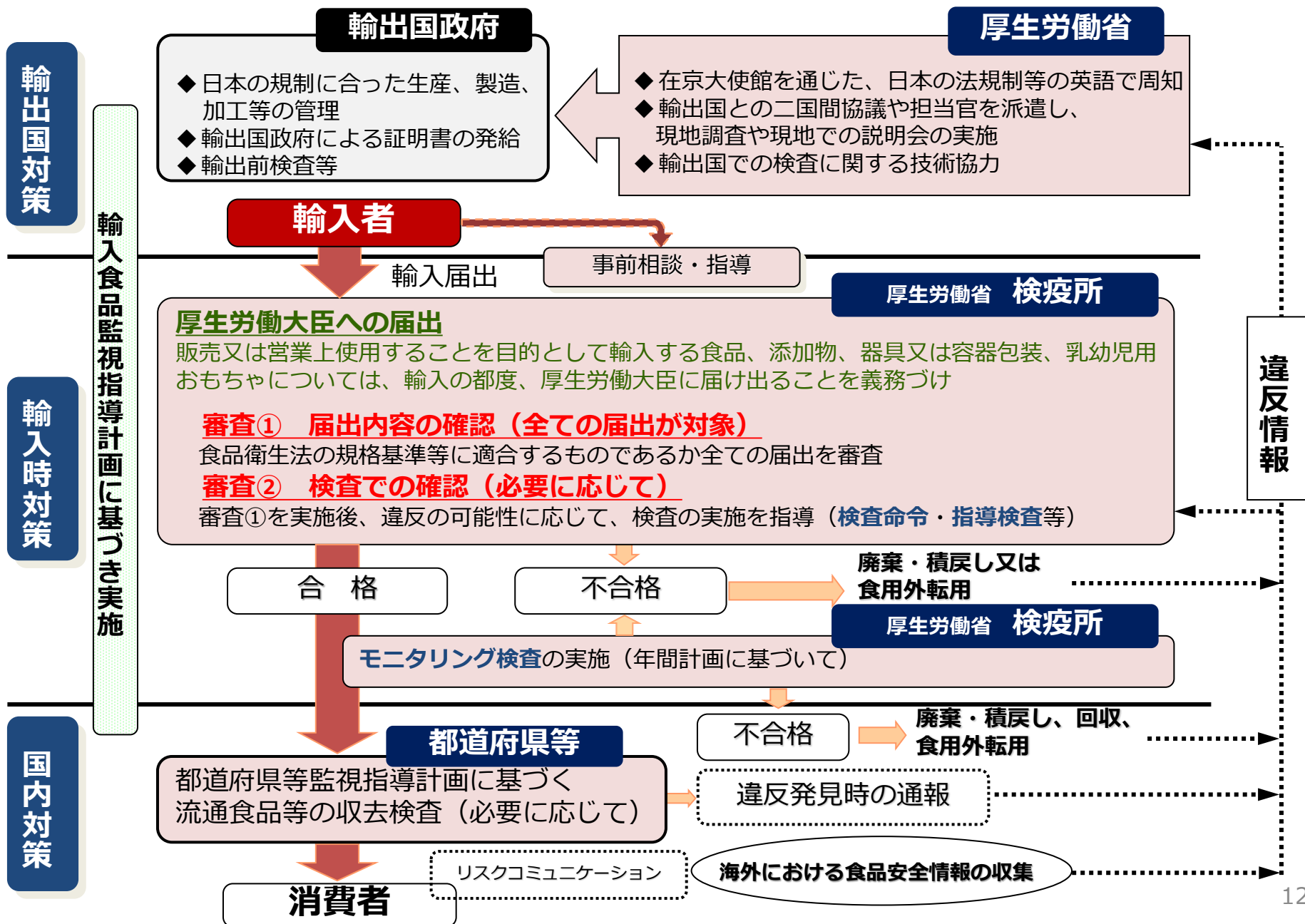
ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 輸入食品の安全対策

監視体制の概要



輸出国対策

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

輸出国との安全対策に関する協議例（令和3年度）

対象国	品目	協議経緯・協議結果
デンマーク	牛肉	<ul style="list-style-type: none">・平成13年、輸入を禁止。・平成28年、30か月齢以下に限り輸入を再開。 <p>（協議結果） 食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、デンマーク政府と協議を行った結果、輸入時に係る月齢制限を撤廃した。</p>
フィリピン	パパイヤ	<ul style="list-style-type: none">・令和3年7月、輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産パパイヤ加工品から未承認遺伝子組換えパパイヤを検出。・輸入の都度、検査を実施するよう通知。 <p>（協議結果） フィリピン政府において未承認遺伝子組換えパパイヤの混入防止対策を含む対日輸出管理について報告がなされたことから、生鮮パパイヤ（ソロ種）について、通常監視とした。</p>
南アフリカ	ぶどう酒	<ul style="list-style-type: none">・平成27年、南アフリカ産ぶどう酒にガラス片が混入しているとの情報を入手。・輸入時に回収対象品との関連性について確認するよう指示。 <p>（協議結果） 南アフリカ政府からの報告により回収対象品の回収と改善が完了したことを確認し、通常監視とした。</p>

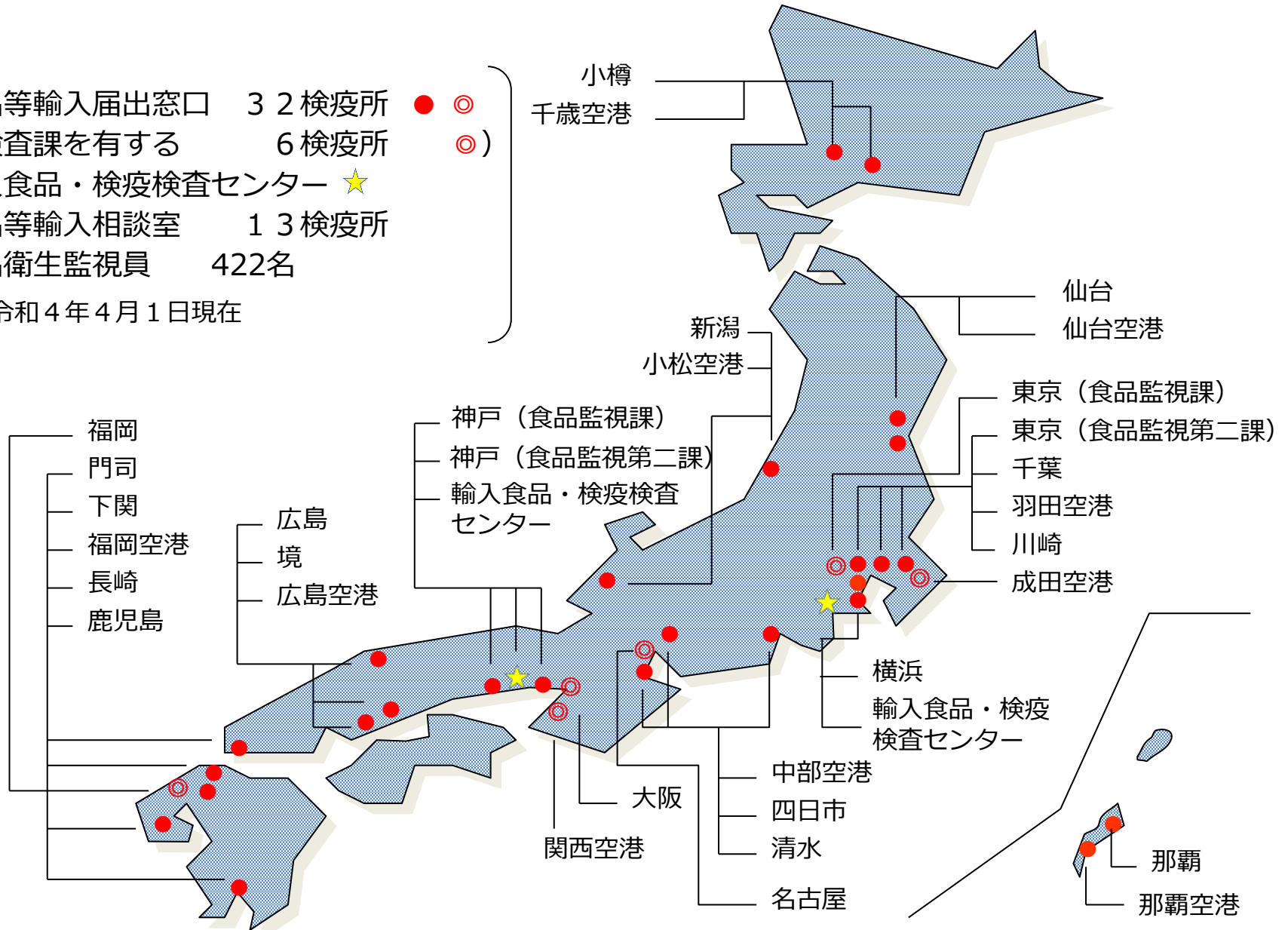


ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入時対策

食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
 (検査課を有する 6 検疫所 ◎)
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品等輸入相談室 13 検疫所
 食品衛生監視員 422名
 ※令和4年4月1日現在



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

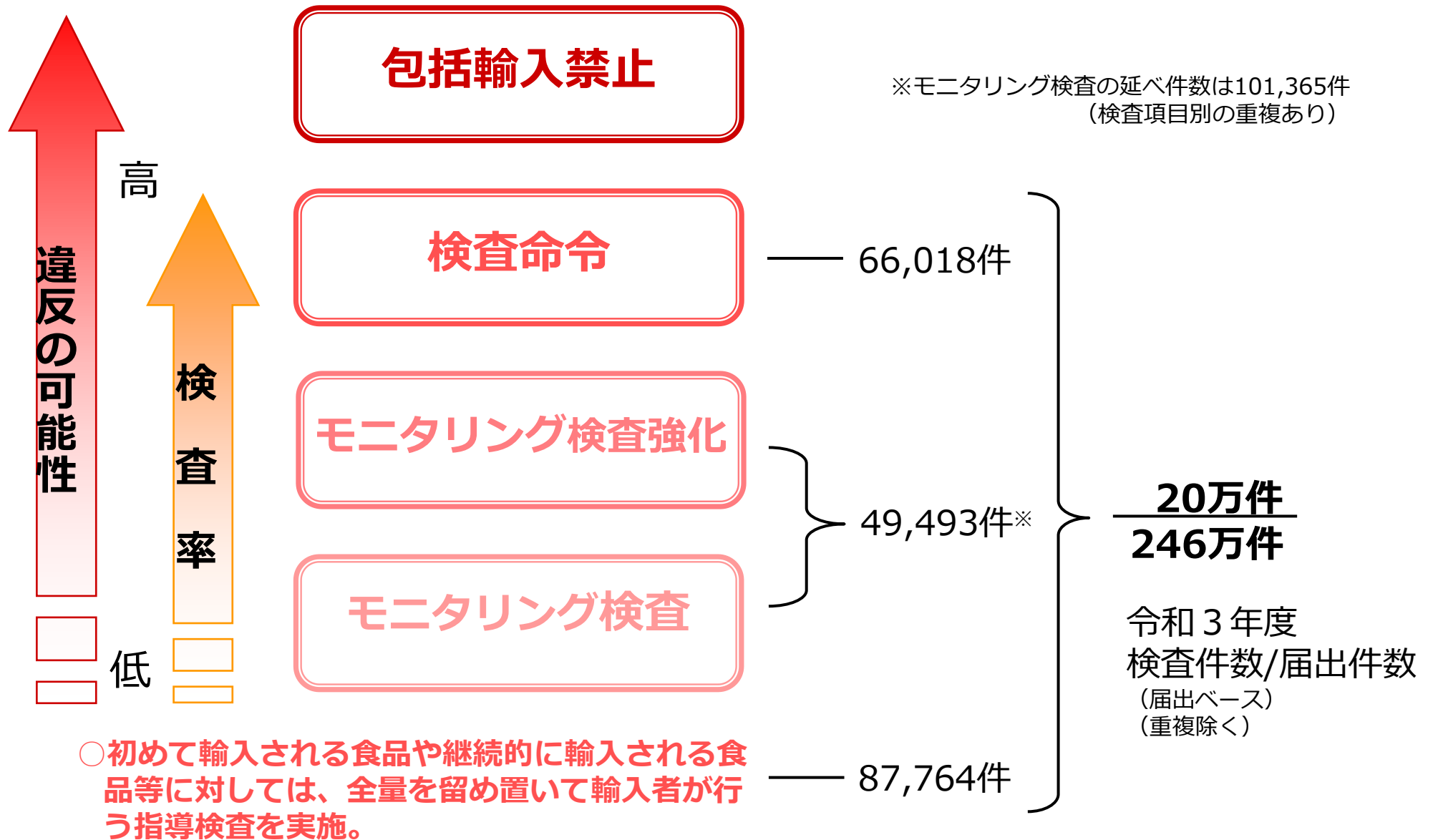
❖ モニタリング検査

- 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

輸入時の検査体制の概要



輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

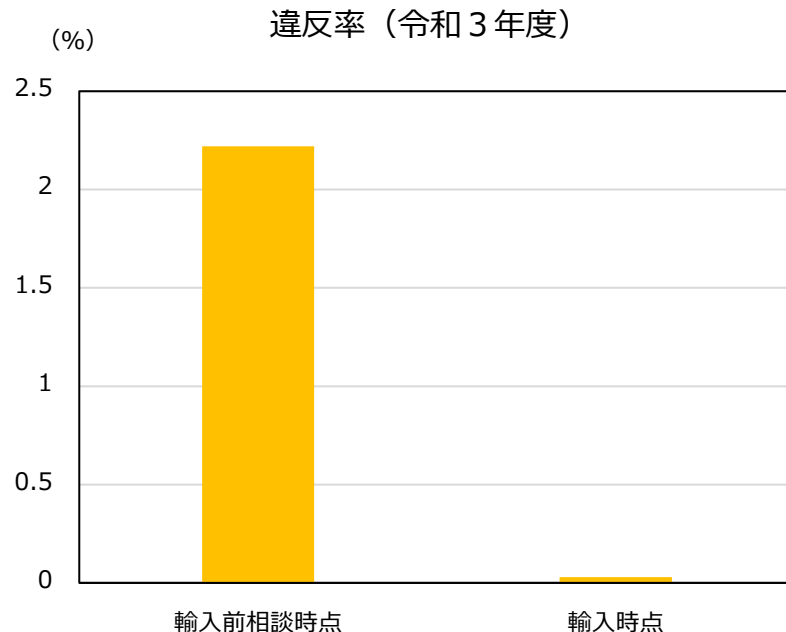
- すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖輸入事前相談（食品輸入相談室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京（羽田空港含む）、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための、食品等輸入相談室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するが多い。
⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

- ①輸入届出件数：2,455,182件
輸入時に判明した違反件数：809件
- ②輸入相談実施件数：23,297件
相談時に判明した違反該当件数：517件

（資料出所）
厚生労働省「令和3年度輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果」

国内対策

国内流通時における輸入食品の監視体制

❖ 都道府県等監視指導計画

- 都道府県等が各地域の特性等を踏まえて、国が行う輸入時検査の実施状況を勘案し、毎年度、監視指導の基本的な方向、重点的に実施する項目等を計画
- 店舗等からの抜き取り検査、輸入事業者への自主管理の指導等を実施

❖ 厚生労働省と都道府県等の連携

- 厚生労働省は、輸入時検査で違反が確認された場合や、海外における食品安全情報から違反食品等が国内に流通している場合には、必要に応じて、都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる
- 都道府県等による輸入食品検査で違反が確認された場合は、都道府県等が回収等の措置を講じるとともに、厚生労働省へ速やかに報告し、厚生労働省は公表及び輸入時監視の強化を実施

食品等のリコール情報の報告制度の創設

事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

【報告対象】

(1) 食品衛生法に違反する食品等

法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

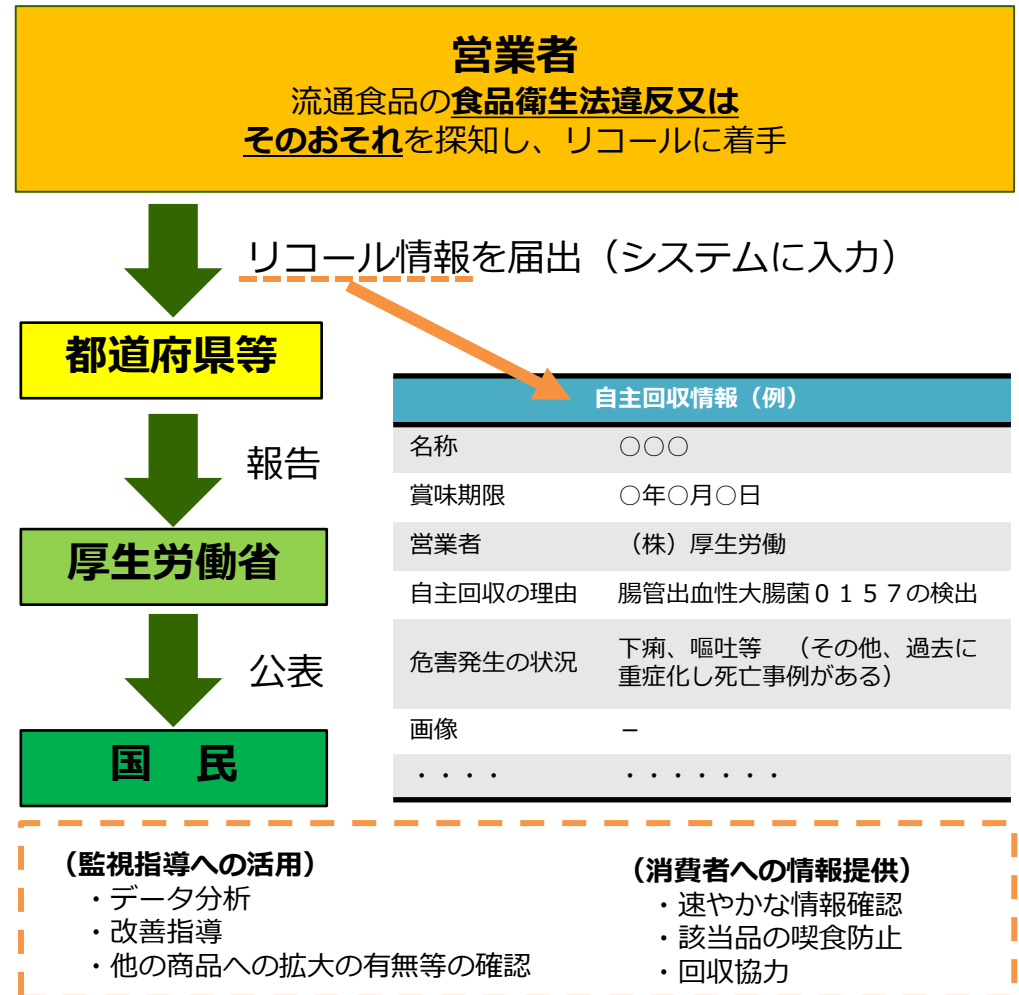
(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として事業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
(例) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合 等
- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
(例) 食品等が事業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合 等



海外情報への対応①

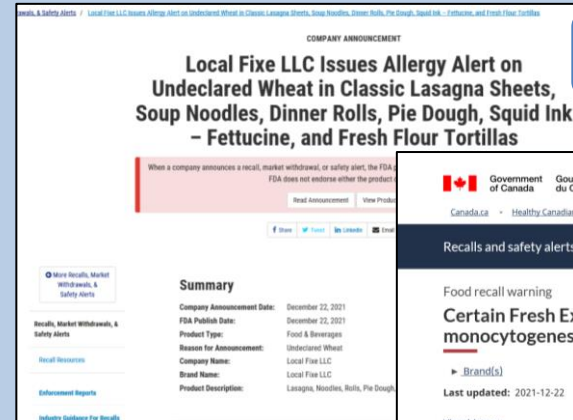
海外の政府機関

国立医薬品
食品衛生研究所

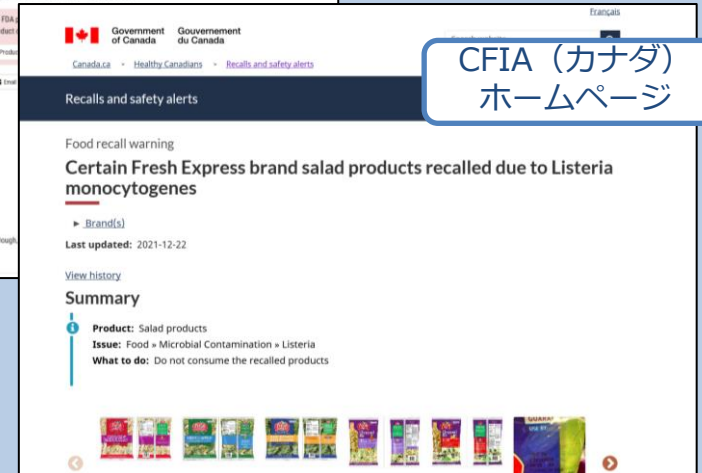
食品安全委員会

WHOの国際食品安全情報ネット
ワーク (INFOSAN)

など



FDA (米国)
ホームページ



CFIA (カナダ)
ホームページ

リコール情報

アウトブレイク情報

食品安全上の問題等
の情報提供

定期的を確認

流通品の回収指示

輸入時の監視強化

など

関連製品の輸入実績あり

情報の収集・分析

厚生労働省

海外情報への対応②

令和3年度に確認を行った海外情報の概要

海外情報の分類	項目	件数
微生物汚染に関するもの	リステリア・モノサイトゲネス、サルモネラ属菌など	263
残留動物用医薬品に関するもの	ニトロフラン類、エンロフロキサシンなど	2
その他の化学物質に関するもの	エチレンオキシド、鉛など	28
自然毒に関するもの	シアン化合物、パツリンなど	13
添加物に関するもの	二酸化硫黄、指定外着色料など	11
異物混入に関するもの	金属片、プラスチック片など	58
食物アレルギーに関するもの	表示の欠如	328
表示に関するもの	ミスラベルなど	14
その他	製造不良、窒息のおそれなど	54
総計		771

海外情報への対応③

海外情報に基づき監視強化を行った主な事例（令和3年度）

海外情報の内容	対象国・地域	対象食品
A型肝炎ウイルスが検出され、現地にて回収	中国、韓国	貝類加工品
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて回収	アイルランド	ナチュラルチーズ
サルモネラ属菌が検出され、現地にて回収	スペイン	ドライソーセージ
腸炎ビブリオによる食中毒が発生し、現地にて回収	オーストラリア	牡蠣



3. 令和5年度輸入食品監視 指導計画（案）について

令和5年度輸入食品監視指導計画（案）について①

❖ 令和5年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- 輸出国、輸入時、国内各段階での対策を継続して実施
- より効果的なモニタリング検査の実施に努め、年度途中においても、検査項目等の見直しや検査の強化を検討
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組を継続

令和5年度輸入食品監視指導計画（案）について②

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 病原微生物、カビ毒等の健康影響リスクの高い項目を強化

検査項目	令和5年度（案）	令和4年度
残留農薬	26,440	27,570
成分規格（大腸菌群等）	14,370	14,360
添加物	12,290	11,950
病原微生物（リステリア等）	15,150	14,850
抗菌性物質等	12,090	12,190
カビ毒（アフラトキシン等）	8,080	7,570
遺伝子組換え	930	860
放射線照射	650	650
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

令和5年度輸入食品監視指導計画（案）について③

令和5年度における監視指導の具体的内容

❖ 重点的に監視指導を実施すべき事項

- ・ 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認、輸入時検査の実施 など

❖ 輸出国段階における衛生管理対策の推進

- ・ 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進 など

❖ 輸入者による自主的な衛生管理の推進

- ・ 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知 など

❖ 法違反が判明した場合の対応

- ・ 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導 など

❖ 関係者相互間の情報及び意見の交換

- ・ 輸入食品監視指導計画及び結果の公表、リスクコミュニケーションの実施 など

輸入食品監視指導計画に関する情報提供について

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html

2. 意見交換会、説明会等

消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催

パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集

講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

参考法令・参考資料

厚生労働省 食品安全情報

健康・医療 食品

- ◆ 災害関連情報
- ◆ トピックス
- ◆ 重要なお知らせ
- ◆ 施策情報
- ◆ 各施策情報
- ◆ 国民参加の場
- ◆ 便利な資料
- ◆ 関連審議会・検討会等
- ◆ 政策分野関連情報
- ◆ 政策分野に関連のサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。



English



輸入食品の監視



食品の安全性を確保するための検査



食肉の安全性確保



食品安全に関する国際的な取り組み

政策につ

分野別の政

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

医薬品・医

生活衛生

水道

子ども・子育

福祉・介護

雇用・労働

年金

他分野の取

組織別の政

各種助成金・奨励金等の制 度

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ こども向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
 - 輸入食品
 - 食品添加物
 - 食中毒
 - 残留農薬等
 - バイオテクノロジー応用食品
 - いわゆる健康食品
 - 器具・容器包装・おもちゃ
 - HACCP
 - BSE
 - 汚染物質
 - その他



輸入食品の安全を守るために

健康・医療

輸入食品監視業務

- ▼ 報道発表資料
- ▼ 施策紹介
- ▼ 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。



▶ English

トピックス

▶ [トピックス一覧](#)

- 2022年12月23日掲載 ▶ [フィンランド産牛肉等の輸入手続を再開します](#)
- 2022年12月23日掲載 ▶ [令和4年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表](#)
- 2022年12月20日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2022年12月1日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2022年11月14日掲載 ▶ [入出力装置の届出について](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 報道発表資料
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導・統計情報
- ◆ 違反事例
- ◆ 輸出国対策
- ◆ リスクコミュニケーション
- ◆ パブリックコメント
- ◆ Q&A
- ◆ その他の個別案件
- ◆ 食品衛生法の改正
- ◆ 参考資料

▶ [水道](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ [雇用・労働](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



国立医薬品食品衛生研究所の 食品に関する情報

食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

▶ **トピックス Update!**

(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関係のメラミン混入 事案関連情報、その他)

▶ **「食品安全情報」**

(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)

▶ **食品中の微生物に関する情報 Update!**

(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関係の sakazakii 関連情報、HACCP関連情報など)

▶ **食品中の化学物質に関する情報**

(食品添加物、残留農薬・動物用医薬品、汚染物質等に関する情報)

Archives

[食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト](#)

(検疫所や衛生研究所等の関連情報)

【ご利用にあたっての注意】

- ・ 本サイトの情報及び本サイトからリンクされているサイトを利用したことにより発生した損害等についての責任は一切負いかねますので、ご了承下さい。
- ・ 内容及びアドレスは予告なく変更又は削除されることがあります。

国立医薬品食品衛生研究所
安全情報部 第二室・第三室

[NIHS ホームページ](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 「食品安全情報」
- ◆ 食品中の微生物に関する情報
- ◆ 食品中の化学物質に関する情報
- ◆ 食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/index.html>



■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ **食品安全基本法（平成15年法律第48号）**
- ❖ **食品衛生法（昭和22年法律第233号）**
 - 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ **乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）**
- ❖ **と畜場法（昭和28年法律第114号）**
- ❖ **食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）**
- ❖ **牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）**
- ❖ **既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）**
- ❖ **食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）**
 - 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - 個別食品の規格基準
 - 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - 器具・容器包装・おもちゃ・洗剤の製造・使用基準

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

■ 食品衛生法（輸入者の営業の禁停止処分）

❖ 第60条 許可の取消し等

- ② 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第6条、第8条第1項、第10条第2項、第11条、第12条、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第26条第4項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合は又は第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。